

かかりつけ薬剤師

平成28年度の4月に調剤報酬の改定が行われ、その中でかかりつけ薬剤師制度が出来ました。かかりつけ薬剤師を決めておけばお薬を利用していくうえで多くの利点があります。今回はその『かかりつけ薬剤師』についてご紹介致します。



☆かかりつけ薬剤師とは・・・？☆

①服用しているお薬について一元的、継続的に管理し、服薬指導等を行います。

→お薬の服用履歴や、副作用の有無、お薬の成分に対するアレルギーの有無などを把握し、患者様それぞれに応じた服薬指導を行います。また、お薬の作用や注意点などを詳しく指導し、処方薬だけに限らず、一般医薬品や健康食品等についても全て把握・アドバイス致します。

また、服用中の薬剤に係る情報を知った際には、患者様又は、ご家族の方に対して当情報を提供致します。

②お薬に関するご相談やお問い合わせに24時間対応致します。

→処方薬の効能や副作用、お薬の飲み合わせなど、患者様からのご相談に24時間対応致します。

(※やむを得ない事由によりかかりつけ薬剤師がお問い合わせに対応出来ない場合は、当薬局の別の薬剤師が対応する場合があります。)



③お薬手帳等に指導等の内容を記載致します。

→他の保険薬局や保険医療機関でも患者様が選択した、かかりつけ薬剤師の情報や患者様が服用中のお薬について確認出来るよう、かかりつけ薬剤師の氏名、保険薬局の名称をお薬手帳等に記載する場合があります。

また、患者様が服用中の薬剤について、患者様の意向を確認した上で指導内容を記載致します。

④服用中のお薬を確認させていただき、必要に応じてお薬の整理を致します。

→服薬状況の把握、指導を行った際に、必要に応じて処方医への情報提供や、残ったお薬の整理を致します。服用情報の把握方法は、患者様の容態や希望に応じて、定期的にご連絡出来るよう致します。



かかりつけ薬剤師は患者様の健康管理のお手伝いを致します。みなさんも自分が相談しやすい、かかりつけ薬剤師を見つけてみませんか？さらに詳しく知りたい方や、何か気になることがありましたら、スタッフへお申し付け下さい。